

第 2 1 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	そ の 他	計
件 数	2	6	9	1 7

(2) 議案の名称

<予算>

議案第 5 3 号	令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）	… 5
議案第 5 4 号	令和 6 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算 （第 1 号）	… 11

<条例>

議案第 5 5 号	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について	… 13
議案第 5 6 号	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する 条例について	… 19
議案第 5 7 号	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営 の基準等を定める条例の一部を改正する条例について	… 21
議案第 5 8 号	尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び 運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	… 25
議案第 5 9 号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	… 29
議案第 6 0 号	尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例 について	… 47

<その他>

議案第 6 1 号	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に ついて	… 49
議案第 6 2 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する 協議について	… 51
議案第 6 3 号	工事請負契約について（子どもの育ち支援センター新館新 築工事）	… 53

議案第64号	工事請負契約について（子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事）	… 55
議案第65号	工事請負契約について（第1工場跡地整備・運営事業のうち整備工事）	… 57
議案第66号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）	… 61
議案第67号	物件の買入れについて（小型動力ポンプ積載車）	… 63
議案第68号	物件の買入れについて（高規格救急自動車）	… 65
議案第69号	物件の買入れについて（尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備）	… 67

2 その他の報告

- (1) 令和5年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し

34事業	5,790,426千円
------	-------------
- (2) 令和5年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し

4事業	78,578千円
-----	----------
- (3) 令和5年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用

1事業	1,350,103千円
-----	-------------
- (4) 令和5年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用

2事業	219,797千円
-----	-----------
- (5) 令和5年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用

3事業	370,607千円
-----	-----------
- (6) 令和5年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業	1,959,766千円
-----	-------------
- (7) 令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用

1事業	605,315千円
-----	-----------
- (8) 議会の指定に基づく専決処分
 - ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故	1件	434,500円
--------	----	----------
 - ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	2件	
----	----	--

第 2 1 回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和6年6月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第53号	所 管	各事業所管課																																				
件 名	令和6年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)																																								
内 容																																									
1	<p>補正予算の内容</p> <p>誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を尊重する学びの場を整備するため、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な「学びの多様化学校」の設置に向けた設計を行うほか、小・中学校内サポートルーム・エリア等に学習支援員を配置し、不登校児童生徒も含めた一体的な学習支援を行う。</p> <p>また、(仮称)武庫川周辺阪急新駅の設置に係る概略設計の費用の一部を負担することなどに伴い補正を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>																																								
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">232,681,000</td> <td style="text-align: center;">136,991</td> <td style="text-align: center;">232,817,991</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	232,681,000	136,991	232,817,991																														
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																																							
232,681,000	136,991	232,817,991																																							
3	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">歳 入</th> <th colspan="2">歳 出</th> </tr> <tr> <th>款</th> <th>補正予算額</th> <th>款</th> <th>補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: center;">23,875</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: center;">8,668</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">27,200</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> <td>土木費</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: center;">40,187</td> <td>教育費</td> <td style="text-align: center;">65,916</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: center;">13,436</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td style="text-align: center;">54,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">136,991</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">136,991</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	10,000	総務費	23,875	県支出金	8,668	民生費	27,200	繰入金	10,000	土木費	20,000	繰越金	40,187	教育費	65,916	諸収入	13,436			市債	54,700			合 計	136,991	合 計	136,991
歳 入		歳 出																																							
款	補正予算額	款	補正予算額																																						
国庫支出金	10,000	総務費	23,875																																						
県支出金	8,668	民生費	27,200																																						
繰入金	10,000	土木費	20,000																																						
繰越金	40,187	教育費	65,916																																						
諸収入	13,436																																								
市債	54,700																																								
合 計	136,991	合 計	136,991																																						

4 市債
変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額		限度額	
生涯学習プラザ等整備事業費	限度額	202,300	限度額	211,600
社会福祉施設整備事業費	限度額	369,600	限度額	376,100
社会体育施設整備事業費	限度額	151,800	限度額	175,600
学校施設整備事業費	限度額	1,811,900	限度額	1,827,000

補正予算の内容

(1) 学びの多様化学校施設整備事業費	20,740 千円
<p>誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を尊重する学びの場を整備するため、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な「学びの多様化学校」の設置に向けた設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種：尼崎市立中学校 ・場所：成良中学校琴城分校跡地 ・生徒数：全校生徒 40 名程度（市内全域から通学可） ・スケジュール：令和 6 年度 設計、令和 7 年度 工事、令和 8 年 4 月開校（予定） 	
(2) 学習支援事業費	8,668 千円
<p>小・中学校内サポートルーム・エリア等に学習支援員を配置し、不登校児童生徒も含めた一体的な学習支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：全中学校（17 校）、小学校 11 校 	
(3) 高等学校における特色づくりの推進	20,000 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル人材の育成 	10,000 千円
<p>国の高等学校DX加速化推進事業を活用し、尼崎双星高等学校における人工衛星との通信制御等に必要な学習環境の整備を行う。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり人材の育成 	10,000 千円
<p>市内企業からの寄付金を活用し、尼崎双星高等学校及び琴ノ浦高等学校における備品を購入する。</p>	
(4) 交通政策推進事業費	20,000 千円
<p>（仮称）武庫川周辺阪急新駅の設置に係る概略設計の費用の一部を負担する。</p>	
(5) バス運賃の助成	15,607 千円
<p>阪神バス等の運賃改定に伴い、高齢者及び障害者等の運賃に対する市助成額を増額する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（市内に引き続き 1 年以上居住している 70 歳以上の方） 	15,233 千円
<p>乗車払 110 円から 120 円に増額</p> <p>定期券 一般所得（介護保険料の区分が第 4 段階から第 18 段階までの方）</p> <p>25,000 円から 26,800 円に増額</p> <p>低所得 1（介護保険料の区分が第 1 段階の方）</p> <p>36,830 円から 40,200 円に増額</p> <p>低所得 2（介護保険料の区分が第 2 及び第 3 段階の方）</p> <p>33,450 円から 35,730 円に増額</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等（精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳の交付を受けている方） 	374 千円
<p>特別乗車証 230 円から 240 円（介護付の場合は 460 円から 480 円）に増額</p>	

(6) 武庫健康ふれあい体育館の整備	18,350 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・健康ふれあい体育館整備事業費 21,690 千円 資材の納期遅延により、武庫健康ふれあい体育館の新設工事の工期を延長するとともに、予算を増額する。 ・供用開始時期：令和6年12月から令和7年4月に延期 ・老人福祉センター指定管理者管理運営事業費 12,027 千円 武庫健康ふれあい体育館の供用開始時期の延期に伴い、老人福祉センター福喜園の指定管理期間を延長する。 ・指定管理期間：令和6年11月までから令和7年3月までに延長 ・地区体育館等指定管理者管理運営事業費 8,414 千円 武庫健康ふれあい体育館の供用開始時期の延期に伴い、武庫地区体育館の指定管理期間を延長する。 ・指定管理期間：令和6年11月までから令和7年3月までに延長 ・健康ふれあい体育館指定管理者管理運営事業費 △16,072 千円 武庫健康ふれあい体育館の指定管理開始時期を延期する。 ・指定管理開始時期：令和6年12月から令和7年4月に延期 ・健康ふれあい体育館施設運営事業費 △768 千円 西武庫公園駐車場の利用時間の延長開始時期を延期する。 ・利用時間延長開始時期：令和6年12月から令和7年4月に延期 ・その他諸経費 △6,941 千円 老人福祉センター福喜園の供用期間延長に伴い、閉館後にかかる諸経費を減額する。 	
(7) 訴訟賠償等事務経費	13,436 千円
市立中学校で発生した事故に係る賠償金の支払を行う。	
(8) 生涯学習プラザ等整備事業費・地区体育館整備事業費	20,190 千円
入札不調に伴い、園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設の空調設備の改修に係る予算を再計上する。	

費目別事業概要

総務費	23,875 千円
訴訟賠償等事務経費 13,436 千円 市立中学校で発生した事故に係る賠償金の支払を行う。	
生涯学習プラザ等整備事業費 10,439 千円 園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設の空調設備の改修に係る予算を再計上する。	

民生費	27,200 千円
<p>乗合自動車特別乗車証交付事業費 374 千円</p> <p>阪神バス等の運賃改定に伴い、障害者等に交付している特別乗車証の市助成額を増額する。</p>	
<p>高齢者バス運賃助成事業費 15,233 千円</p> <p>阪神バス等の運賃改定に伴い、高齢者に交付している乗車払カード及び定期券の市助成額を増額する。</p>	
<p>健康ふれあい体育館整備事業費 6,507 千円</p> <p>武庫健康ふれあい体育館の新設工事の工期を延長するとともに、予算を増額する。</p>	
<p>老人福祉センター指定管理者管理運営事業費 12,027 千円</p> <p>老人福祉センター福喜園の指定管理期間を延長する。</p>	
<p>その他諸経費 △6,941 千円</p> <p>老人福祉センター福喜園の供用期間延長に伴い、閉館後に係る諸経費を減額する。</p>	
土木費	20,000 千円
<p>交通政策推進事業費 20,000 千円</p> <p>(仮称) 武庫川周辺阪急新駅の設置に係る概略設計の費用の一部を負担する。</p>	
教育費	65,916 千円
<p>学びの多様化学校施設整備事業費 20,740 千円</p> <p>不登校対策・支援の一つとして「学びの多様化学校」の設置に向けた設計を行う。</p>	
<p>尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費 19,550 千円</p> <p>尼崎双星高等学校のデジタル人材育成に向けた特色ある教育に取り組むとともに、市内企業からの寄付金を活用し、備品を購入する。</p>	

琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業費	450 千円
市内企業からの寄付金を活用し、琴ノ浦高等学校の備品を購入する。	
学習支援事業費	8,668 千円
小・中学校内サポートルーム・エリア等に学習支援員を配置し、不登校児童生徒も含めた一体的な学習支援を行う。	
地区体育館等指定管理者管理運営事業費	8,414 千円
武庫地区体育館の指定管理期間を延長する。	
健康ふれあい体育館指定管理者管理運営事業費	△16,072 千円
武庫健康ふれあい体育館の指定管理開始時期を延期する。	
健康ふれあい体育館施設運営事業費	△768 千円
西武庫公園駐車場の利用時間の延長開始時期を延期する。	
地区体育館整備事業費	9,751 千円
園田西生涯学習プラザ・園田体育館複合施設の空調設備の改修に係る予算を再計上する。	
健康ふれあい体育館整備事業費	15,183 千円
武庫健康ふれあい体育館の新設工事の工期を延長するとともに、予算を増額する。	

<令和6年6月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第54号	所 管	市場再整備担当
件 名	令和6年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	債務負担行為 追 加 (単位: 千円)				
	事 項	期 間	限 度 額		
	次期地方卸売市場整備事業	令和72年度	30,000,000		

<令和6年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第55号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の制定に伴い、所要の整備を行うもの。				
2	主な改正内容 (1) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限（現行：令和6年3月31日まで）を2年延長し、令和8年3月31日までとする。 (2) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業（滞在快適性等向上区域において、市町村による道路、公園の整備等と一体となって、民地のオープンスペース化等により滞在空間を創出する事業）の実施主体が、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に整備した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額について、最初の5年間、2分の1を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(税額控除)</p> <p>第25条</p> <p>2 略</p> <p>(2) 略</p> <p>イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法<u>第152条第5項</u>の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人で市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの</p> <p>(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)</p> <p>第49条 令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)(住宅の新築に係る都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅(その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。))を除く。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合</p>	<p>(税額控除)</p> <p>第25条</p> <p>2 略</p> <p>(2) 略</p> <p>イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法<u>第64条第4項</u>の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人で市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの</p> <p>(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)</p> <p>第49条 令和4年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)(住宅の新築に係る都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅(その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。))を除く。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合</p>

を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。
（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第50条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適

を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。
（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第50条 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として

用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

附 則

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 略

(12) 法附則第15条第25項第2号 7分の6

(13) 法附則第15条第25項第3号 4分の3

(14) 法附則第15条第25項第4号 2分の1

(15) 略

(削る)

(16) 法附則第15条第32項 3分の2

(17) 法附則第15条第37項 3分の2

(18) 法附則第15条第38項 2分の1

(19) 法附則第15条第41項 3分の1

(20) 法附則第15条第42項 4分の3

(21)・(22) 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

53 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第4条の5第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(同

令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

附 則

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 略

(12) 法附則第15条第25項第2号 4分の3

(13) 法附則第15条第25項第3号 2分の1

(14) 略

(15) 法附則第15条第32項 2分の1

(16) 法附則第15条第33項 3分の2

(17) 法附則第15条第38項 3分の2

(18) 法附則第15条第42項 3分の1

(19) 法附則第15条第43項 4分の3

(20)・(21) 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

53 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(同

号に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

5 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するもの(以下この項から附則第55項の2までにおいて「対象住宅」という。)について、これらの規定の適用を受けようとする者は、その対象住宅に係る申告期間(家屋が新築された日からその新築された家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間をいう。次項から附則第55項の3までにおいて同じ。)に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 5 対象住宅について法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による提出をすることができなかった場合は、同項の規定にかかわらず、その対象住宅に係る申告期間の経過後に、同項各号に掲げる事項及び同項の規定による提出をすることができなかった理由を記載した申告書に同項に規定する書類を添えて市長に提出することができる。

5 5の2 対象住宅のうち区分所有に係るもの(以下この項及び次項において「対象区分所有住宅」という。)の管理者等(長期優良住宅法第5条第4項に規定する管理者等をいう。次項において同じ。)は、その対象区分所有住宅について法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者がある場合は、当該対象区分所有住宅に係る申告期

号に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 5 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかった理由を当該申告書に記載しなければならない。

間内に、同条第4項に規定する書類で当該対象区分所有住宅に係るものを市長に提出することができる。

55の3 対象区分所有住宅の管理者等は、その対象区分所有住宅について法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者がある場合において、前項の規定による提出をすることができなかつたときは、同項の規定にかかわらず、当該対象区分所有住宅に係る申告期間の経過後に、同条第4項に規定する書類で当該対象区分所有住宅に係るものに前項の規定による提出をすることができなかつた理由を記載した書類を添えて市長に提出することができる。

<令和6年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第56号	所 管	福祉課
件 名	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 阪神バス株式会社等が運行する乗合自動車の運賃改定に伴い、高齢者の負担軽減を図ることを目的として、市の助成額を増額するため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 高齢者バス運賃乗車払カード及び定期助成券を使用する場合の市の助成額を次のとおり改める。				
	(1) 乗車払カード				
		運賃	市助成額	利用者負担額	
	現 行	230円	110円	120円	
	改正後	240円	120円	120円	
	(2) 定期助成券（1年）				
			購入額	市助成額	利用者負担額
	現 行	低所得1	48,600円	36,830円	11,770円
		低所得2		33,450円	15,150円
		一般		25,000円	23,600円
	改正後	低所得1	53,600円	40,200円	13,400円
		低所得2		35,730円	17,870円
		一般		26,800円	26,800円
3	施行期日 規則で定める日				

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例

改正後	現 行
<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 次に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額（有効期間が1年に満たない範囲内において規則で定める期間である助成対象定期乗車券を購入する場合にあっては、当該アからウまでに定める額の範囲内で規則で定める額）</p> <p>ア 尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）第5条第1号に該当する受給資格者 <u>40,200円</u></p> <p>イ 尼崎市介護保険条例第5条第2号又は第3号に該当する受給資格者 <u>35,730円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる受給資格者以外の受給資格者 <u>26,800円</u></p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 <u>120円</u></p>	<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 次に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額（有効期間が1年に満たない範囲内において規則で定める期間である助成対象定期乗車券を購入する場合にあっては、当該アからウまでに定める額の範囲内で規則で定める額）</p> <p>ア 尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）第5条第1号に該当する受給資格者 <u>36,830円</u></p> <p>イ 尼崎市介護保険条例第5条第2号又は第3号に該当する受給資格者 <u>33,450円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる受給資格者以外の受給資格者 <u>25,000円</u></p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 <u>110円</u></p>

<令和6年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第57号	所 管	障害福祉課
件 名	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行により、障害種別にかかわらず、身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、肢体不自由のある児童を対象とした「医療型児童発達支援」が、全ての障害児を対象とする「児童発達支援」に一元化されたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「改正省令」という。）の施行により、保育所等訪問支援を行う事業者に対して、その提供するサービスの質に係る自己評価等を公表することが新たに義務づけられたことに伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 児童発達支援の一元化に伴う改正 「指定医療型児童発達支援事業者」の文言を削除する等の改正を行う。</p> <p>(2) 保育所等訪問支援における自己評価等の公表の義務化 保育所等訪問支援における自己評価等の公表について、市の独自基準として努力義務としている現行の規定を削除し、改正省令の義務規定を適用する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>及び基準該当通所支援の事業を行う者(以下「<u>指定障害児通所支援事業者等</u>」という。)は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及び<u>その基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者</u>は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する<u>暴力団員</u>又は尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>4 指定通所支援の事業を行う事業所及び基準該当通所支援の事業を行う事業所(以下「指定通所支援事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する<u>暴力団</u>又は暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。</p> <p>5 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>(省令第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者に限る。)は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、省令の規</p>	<p>(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条</p> <p>2 <u>指定障害児事業者等</u>及び基準該当通所支援の事業を行う者(以下「<u>指定通所支援事業者等</u>」という。)は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児事業者等</u>及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及び<u>当該事業を行う事業所の管理者</u>は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する<u>暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例</u>(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。</p> <p>4 指定通所支援の事業を行う事業所及び基準該当通所支援の事業を行う事業所(以下「指定通所支援事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する<u>暴力団</u>及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。</p> <p>5 <u>指定通所支援事業者等</u>(省令第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者、省令第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び省令第73条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者に限る。)は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 <u>指定通所支援事業者等</u>は、省令の規定(規</p>

<p>定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定通所支援事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。</p> <p>7 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定通所支援事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。</p> <p>7 <u>指定通所支援事業者等</u>は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>
--	--

<令和6年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第58号	所 管	北部福祉相談支援課
件 名	尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>売春防止法に基づく「婦人保護施設」について、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、その根拠法が変更され、施設名称も「女性自立支援施設」に変更された。</p> <p>また、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）が施行されたことにより、市の独自基準として条例に定めていた内容と同様の内容が省令に規定されたため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>(1) 施設名称の変更</p> <p>「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。</p> <p>(2) 省令の施行に伴う改正</p> <p>条例第3条第3項の規定（施設職員が業務上知り得た入所者等の秘密を保持する義務）及び同条第4項の規定（施設職員であった者の秘密保持義務のために施設設置者が必要な措置を講じる義務）を削除する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき社会福祉施設（軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）及び<u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）に限る。）</u>の設備及び運営の基準を、法第68条の5第1項の規定に基づき社会福祉住居施設（無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。</p> <p><u>（女性自立支援施設の設備及び運営の基準）</u></p> <p>第3条 法第65条第1項の条例で定める女性自立支援施設の設備及び運営の基準は、次項から第5項までに規定するもののほか、<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）</u>のとおりとする。</p> <p>2 <u>女性自立支援施設の設置者は、その女性自立支援施設の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき社会福祉施設（軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）及び<u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）に限る。）</u>の設備及び運営の基準を、法第68条の5第1項の規定に基づき社会福祉住居施設（無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。</p> <p><u>（婦人保護施設の設備及び運営の基準）</u></p> <p>第3条 法第65条第1項の条例で定める婦人保護施設の設備及び運営の基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）</u>のとおりとする。</p> <p>2 <u>婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>3 <u>婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>4 <u>婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘</u></p>

<p>3 <u>女性自立支援施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの<u>事実がその女性自立支援施設の施設長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が女性自立支援施設の職員に周知される体制を整備すること。</u></p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び<u>その女性自立支援施設の職員に対して研修を行うこと。</u></p> <p>4 <u>女性自立支援施設の設置者は、その女性自立支援施設の入所者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 速やかに、<u>その発生した事故の事実</u>を市長等に報告すること。</p> <p>(2) <u>その発生した事故の状況及び当該事故の発生後に講じた措置</u>について記録すること。</p> <p>(3) <u>その発生した事故が当該設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。</u></p> <p>5 前条第2項から第7項までの規定は、<u>女性自立支援施設</u>について準用する。この場合において、同条第2項中「サービスの提供」とあるのは「<u>支援</u>」と、同条第3項中「その長」とあるのは「<u>施設長</u>」と、同条第7項中「省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは「<u>次条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>婦人保護施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの<u>事実が当該婦人保護施設の施設長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該婦人保護施設の職員に周知される体制を整備すること。</u></p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び<u>当該婦人保護施設の職員に対して研修を行うこと。</u></p> <p>6 <u>婦人保護施設の設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 速やかに、<u>当該事故の発生</u>の事実を市長等に報告すること。</p> <p>(2) <u>当該事故の状況及びその発生後に講じた措置</u>について記録すること。</p> <p>(3) <u>当該事故が婦人保護施設の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。</u></p> <p>7 前条第2項から第7項までの規定は、<u>婦人保護施設</u>について準用する。この場合において、同条第2項中「サービスの提供」とあるのは「<u>処遇</u>」と、同条第3項中「その長」とあるのは「<u>施設長</u>」と、同条第7項中「省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは「<u>次条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>
---	---

<p>(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準)</p> <p>第4条</p> <p>2 第2条第2項から第7項まで及び前条第3項の規定は、無料低額宿泊所について準用する。この場合において、第2条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第7項中「省令第24条第3項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)」とあるのは「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準第23条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準)</p> <p>第4条</p> <p>2 第2条第2項から第7項まで及び前条第5項の規定は、無料低額宿泊所について準用する。この場合において、第2条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第7項中「省令第24条第3項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)」とあるのは「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)第23条第2項」と読み替えるものとする。</p>
---	---

<令和6年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第59号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行により、退職者医療制度が廃止されたことに伴い、国民健康保険の被保険者を「一般被保険者」と「退職被保険者等」に区分し各種の規定を設けてきた従来の対応が不要となったことから、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行されることに伴い、同日以降、現行の被保険者証を発行することができなくなるため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 退職者医療制度の廃止に伴う改正 退職被保険者等に係る規定を削除するとともに、「一般被保険者」を「被保険者」に改める等の改正を行う。</p> <p>(2) 被保険者証の廃止に伴う改正 一定の事由に該当する場合に被保険者に過料を科す規定から、法の規定に基づく被保険者証の返還要求に応じない場合を削除する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、2(2)の改正は令和6年12月2日</p>				

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(被保険者とししない者)</p> <p>第1条の3 次に掲げる者は、<u>被保険者(市が行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)</u>とししない。</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条 法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第76条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項又は第19条の2の4の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該</p>	<p>(被保険者とししない者)</p> <p>第1条の3 次に掲げる者は、<u>本市が行う国民健康保険の被保険者とししない。</u></p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条 法附則第22条の規定により読み替えて適用する法第76条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者</u>につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)</u>に係る基礎賦課額(第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項又は第19条の2の4の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア <u>一般被保険者に係る療養の給付に要す</u></p>

<p>給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額</p> <p>イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>ウ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の7第1項の規定により徴収される国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計（以下「<u>県特別会計</u>」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「<u>後期高齢者支援金等</u>」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「<u>病床転換支援金等</u>」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「<u>介護納付金</u>」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>キ その他尼崎市特別会計国民健康保険事業費（以下「<u>市特別会計</u>」という。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下「<u>納付金納付費用</u>」という。）の額を除く。</u>）</p>	<p>る費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額</p> <p>イ <u>一般被保険者に係る</u>入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>ウ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えて適用する法第75条の7第1項の規定により徴収される国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（<u>兵庫県が行う国民健康保険（以下「<u>県国保</u>」</u>という。）の一般被保険者に係るものに限り、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計（以下「<u>県特別会計</u>」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「<u>後期高齢者支援金等</u>」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「<u>病床転換支援金等</u>」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「<u>介護納付金</u>」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>キ その他尼崎市特別会計国民健康保険事業費（以下「<u>市特別会計</u>」という。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>次に掲げる額を除く。</u>）</p>
--	---

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(7) 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(4) 退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(5) 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分であつて、県国保の一般被保険者に係るものに限る。)及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県国保の退職被保険者等に係るものに限る。)(以下これらの費用を「納付金納付費用」という。)の額</u></p>
<p>(2) 略</p> <p>イ <u>法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金(納付金納付費用に係るものを除く。)</u>及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(納付金納付費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の規定により交付される国民健康保険保険給付費等交付金(以下「保険給付費等交付金」という。)の額</u></p> <p>エ <u>その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>イ <u>法附則第22条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金(納付金納付費用に係るものを除く。)</u>及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(納付金納付費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の規定により交付される国民健康保険保険給付費等交付金(以下「保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養給付等費用(法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額</u></p> <p>エ <u>その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項又</u></p>

<p>(基礎賦課額)</p> <p>第11条 基礎賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者</u>につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>(基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る</u>保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若</p>	<p>は第72条の3の3第1項の規定による繰入金及び保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養給付等費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 基礎賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。<u>この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に</u>係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若し</p>
---	---

しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定によ

くは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所

る控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

（基礎賦課額の保険料率）

第13条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割額 基礎賦課総額の100分の37に相当する額を保険料の賦課期日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 略

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯（以下「特定被保険者所属世帯」という。）で同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該特定被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数と特

得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の47に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割額 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の37に相当する額を第16条に規定する賦課期日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 略

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の16に相当する額を、第16条に規定する賦課期日における一般被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯（以下「特定一般被保険者所属世帯」という。）で同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該特定一般被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」

<p>定被保険者所属世帯で特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該特定被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p>という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定一般被保険者所属世帯で特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該特定一般被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第14条 基礎賦課額のうち退職被保険者等に</u> <u>係る基礎賦課額は、退職被保険者等につき算</u> <u>定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯</u> <u>別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般</u> <u>被保険者とが同一の世帯に属する場合には、</u> <u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額）と</u> <u>する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割</u> <u>額)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第15条 前条の所得割額は、退職被保険者等</u> <u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係</u> <u>る基礎控除後の総所得金額等に第13条第1</u> <u>項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額</u> <u>とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者</u> <u>均等割額)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第15条の2 第14条の被保険者均等割額</u> <u>は、第13条第1項第2号に定める額と同額</u> <u>とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平</u> <u>等割額)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第15条の2の2 第14条の世帯別平等割額</u> <u>は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当</u> <u>該各号に定める額とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(1) 次号及び第3号に掲げる世帯以外の世帯</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第13条第1項第3号アに定める額</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属す</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>る退職被保険者（法附則第6条第1項に規</u></p>

<p>(基礎賦課限度額)</p> <p><u>第14条</u> 第11条の基礎賦課額は、令第29条の7第2項第9号に規定する額（他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。）を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p><u>第15条</u> 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の3第2項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1</p>	<p><u>定する退職被保険者をいう。以下同じ。）の属する世帯（以下「特定退職被保険者所属世帯」という。）で特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該特定退職被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）</u> 第13条第1項第3号イに定める額</p> <p>(3) <u>特定退職被保険者所属世帯で特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該特定退職被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）</u> 第13条第1項第3号ウに定める額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p><u>第15条の3</u> 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額及び第14条の基礎賦課額の合計額。第18条第1項及び第2項、第19条の2第1項、第19条の2の2第1項第1号並びに第19条の2の3第1項第1号において同じ。）は、令第29条の7第2項第9号に規定する額（他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。）を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p><u>第15条の3の2</u> 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の3第2項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金</p>
---	--

号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号ア及びイにおいて同じ。）

(2) 略

ア 法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入の額

（後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の2 後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。

等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。次号ア及びイにおいて同じ。）

(2) 略

ア 法附則第22条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の3の3 後期高齢者支援金等賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

<p>(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額)</p> <p><u>第15条の2の2</u> 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p><u>第15条の2の3</u> <u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 所得割 <u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、規則で定める方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 <u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の37に相当する額を保険料の賦課期日における被保険者の見込数で除して得た額</u></p> <p>(3) 略</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 <u>後期高齢者支援金等賦課総額の100分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額</u>)</p> <p><u>第15条の3の4</u> 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</u>)</p> <p><u>第15条の3の5</u> <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 所得割 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、規則で定める方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の37に相当する額を第16条に規定する賦課期日における一般被保険者の見込数で除して得た額</u></p> <p>(3) 略</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の16に相当する額を、第16条に規定する賦課期日における一般被保険者の属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>(<u>退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>)</p> <p><u>第15条の3の6</u> <u>後期高齢者支援金等賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援</u></p>
--	--

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>金等賦課額は、退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合計額）とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第15条の3の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の3の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第15条の3の8 第15条の3の6の被保険者均等割額は、第15条の3の5第1項第2号に定める額と同額とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第15条の3の9 第15条の3の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号及び第3号に掲げる世帯以外の世帯</u> <u>第15条の3の5第1項第3号アに定める額</u></p> <p><u>(2) 第15条の2の2第2号に掲げる世帯</u> <u>第15条の3の5第1項第3号イに定める額</u></p> <p><u>(3) 第15条の2の2第3号に掲げる世帯</u> <u>第15条の3の5第1項第3号ウに定める額</u></p>
<p><u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u> <u>第15条の3 第15条の2の後期高齢者支援金等賦課額は、令第29条の7第3項第8号に規定する額（他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」とい</u></p>	<p><u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u> <u>第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額及び第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額の合計額。</u></p>

う。)を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 略

(2) 略

ア 法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入の額

(介護納付金賦課額の所得割額)

第15条の6 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第18条第1項及び第2項、第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号並びに第19条の2の3第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号において同じ。）は、令第29条の7第3項第8号に規定する額（他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 略

(2) 略

ア 法附則第22条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(介護納付金賦課額の所得割額)

第15条の6 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の7 略

(2) 被保険者均等割額 介護納付金賦課総額の100分の37に相当する額を保険料の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割額 介護納付金賦課総額の100分の16に相当する額を保険料の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

(賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴う保険料賦課額の算定)

第18条 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生し、一の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、又は当該被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合（以下この条において「保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合等」という。）における保険料の納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第15条の2の後期高齢者支援金等賦課額（当該被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより当該被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）、第19条の2の3第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。

第15条の7 略

(2) 被保険者均等割額 介護納付金賦課総額の100分の37に相当する額を第16条に規定する賦課期日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割額 介護納付金賦課総額の100分の16に相当する額を第16条に規定する賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

(賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴う保険料賦課額の算定)

第18条 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生し、一の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、又は当該被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合（以下この条において「保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合等」という。）における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（当該被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより当該被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）、第19条の2の3第1項（同条第2項及び第

以下この条において同じ。)若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生した日、当該被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときは、その前日)、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は当該被保険者が特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第15条の2の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(保険料の減額賦課)

第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該年度分の第11条の基礎賦課額(以下この項において「基準基礎賦課額」という。)から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)とする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生した日、当該被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときは、その前日)、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は当該被保険者が特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(保険料の減額賦課)

第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額(以下この項において「基準基礎賦課額」という。)から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)とする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

て、第1項中「第11条」とあるのは「第15条の2」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条」とあるのは「第15条の5」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の2 略

(1) 当該年度分の第11条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の2」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の3 略

(1) 当該年度分の第11条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の2」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項

て、第1項中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の2 略

(1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の3 略

(1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項

中「被保険者を」とあるのは「介護納付金賦課被保険者を」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の5」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

(保険料に関する申告)

第19条の4 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者にあっては、その納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(罰則)

第23条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

中「被保険者を」とあるのは「介護納付金賦課被保険者を」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

(保険料に関する申告)

第19条の4 保険料の納付義務者は、4月15日まで（賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(罰則)

第23条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、100,000円以下の過料を科する。

<令和6年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第60号	所 管	道路課
件 名	尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>現在、市内を3地域（北西部、北東部、南部）に分割し、管理を行っている市立自転車駐車場について、次期指定管理者の選定にあたり、市内を2地域（東部、西部）に再編し、指定管理業務のさらなる費用削減や効率化を図るため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 指定管理対象施設のうち、一の指定管理者ごとの区分を規定する別表第1について、立花駅等自転車駐車場に出屋敷駅自転車駐車場を統合する。</p> <p>(2) 尼崎市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する対象施設を規定する別表第2について、出屋敷駅自転車駐車場を削除する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市指定管理者選定委員会条例

改正後	現 行
<p>別表第 1</p> <p>23 尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 2 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 3 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 4 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 5 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 6 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 7 自転車駐車場、尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場、<u>尼崎市立武庫之荘駅第 1 自転車駐車場及び尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場</u>（以下「立花駅等自転車駐車場」という。）</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>25～28</u> 略</p> <p>備考 第 5 項、第 10 項から第 14 項まで、第 16 項及び第 20 項から第 26 項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第 2</p> <p>13 <u>立花駅等自転車駐車場及び J R 尼崎駅等自転車駐車場</u></p>	<p>別表第 1</p> <p>23 尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 2 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 3 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 4 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 5 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 6 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 7 自転車駐車場、尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場及び<u>尼崎市立武庫之荘駅第 1 自転車駐車場</u>（以下「立花駅等自転車駐車場」という。）</p> <p><u>25 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場</u>（以下「<u>出屋敷駅自転車駐車場</u>」という。）</p> <p><u>26～29</u> 略</p> <p>備考 第 5 項、第 10 項から第 14 項まで、第 16 項、<u>第 20 項から第 24 項まで、第 26 項及び第 27 項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第 2</p> <p>13 <u>立花駅等自転車駐車場、J R 尼崎駅等自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場</u></p>

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第61号	所 管	保健体育課
件 名	和解及び法律上の義務に属する損害賠償の額の決定について				
内 容					
<p>1 提案理由</p> <p>令和3年[]に尼崎市立[]中学校の[]部の活動中に発生した事故について、和解に応じ、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 相手方</p> <p>[] (被 害 者) [] (法定代理人親権者) [] []</p> <p>3 損害賠償の額</p> <p>13,435,907円 (内訳) 治療費、入通院交通費、付添看護費、入院雑費、通塾交通費、傷害慰謝料、逸失利益、後遺障害慰謝料</p> <p>4 事件の概要</p> <p>尼崎市立[]中学校のグラウンドにおいて、同中学校の[]部の部員であった被害者が[]練習をしていた際に、[] []骨折の傷を負い、[] []後遺障害が残ったとして、市に対し損害賠償を求めているもの。</p> <p>5 過失割合</p> <p>学校には生徒の心身に損害を与える事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるところ、顧問教諭らには、[]生徒が大怪我をすることは予見可能であるにもかかわらず、[]十分な離隔距離をとるように指導をすることを怠ったため、市に注意義務違反が認められる。</p> <p>一方で、[]被害者には、[]危険性を理解できる程度の事理弁識能力が認められ、十分な離隔距離をとるよう日常的に指導を受けていたにもかかわらずこれを怠ったため、被害者にも一定の過失が認められる。</p> <p>これらの事情等を踏まえ、顧問弁護士の意見等を勘案し、市及び被害者の過失割合をそれぞれ7割及び3割とするもの。</p>					

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第62号	所 管	国保年金管理担当
件 名	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について				
内 容					
1	趣旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和6年12月2日に施行されることに伴い、同日以降、現行の被保険者証を発行することができなくなるため、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)を変更する必要性が生じたことから、関係地方公共団体(兵庫県内の全ての市町)で協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。				
2	協議内容 (1) 被保険者証等の引渡し・返還の受付等、関係市町が処理する事務を規定した規約別表第1を削除する。 (2) 兵庫県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を定めた規約第4条について、当該事務を列記する形式から根拠法を引用する形式に改める。 (3) 上記(1)及び(2)の施行期日については、令和6年12月2日とする。				

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約

改正後	現 行
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>別表(第17条関係) 略</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p> <p>(3) 保険料の賦課に関する事務</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>別表第1(第4条関係)</u></p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付</p> <p>(2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</p> <p>(3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</p> <p>(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</p> <p>(5) 保険料に関する申請の受付</p> <p>(6) 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>別表第2(第17条関係) 略</p>

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第63号	所 管	児童相談所設置準備担当
件 名	工事請負契約について（子どもの育ち支援センター新館新築工事）				
内 容					
1	<p>契約の目的 児童福祉法第12条に規定する児童相談所を開設するにあたり、児童相談所及び一時保護所の機能を有する子どもの育ち支援センター新館新築工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容 新館新築工事 鉄筋コンクリート造 3階建て 1棟 延べ面積 2,999.61平方メートル 外構工事</p>				
3	<p>契約の方法 一般競争入札（制限付） 低入札価格調査制度適用案件（調査無し）</p>				
4	<p>開札年月日 令和6年4月12日</p>				
5	<p>契約金額 1,053,800,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
6	<p>契約の相手方 柄谷・昌平共同企業体 代表者 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 取締役社長 柄谷 順一郎</p>				
7	<p>工期 契約締結の日から510日間</p>				

開 札 結 果 表

				開札年月日	令和6年4月12日
件 名	子どもの育ち支援センター新館新築工事				
落 札 者 名	柄谷・昌平共同企業体		落 札 金 額		958,000,000円
予定価格	1,035,000,000円	調査基準価格	952,200,000円	失格基準価格	898,373,000円
入 札 者 名			第1回入札金額（円）		
柄谷・昌平共同企業体			958,000,000		決定
宮崎・苅田特別共同企業体			1,023,000,000		

（※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。）

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第64号	所 管	児童相談所設置準備担当
件 名	工事請負契約について(子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事)				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>児童福祉法第12条に規定する児童相談所を開設するにあたり、児童相談所及び一時保護所の機能を有する子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>機械設備工事</p> <p> 空気調和設備工事 一式</p> <p> 給排水・衛生器具設備工事 一式</p> <p> 給湯設備工事 一式</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札(制限付)</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和6年4月17日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>188,100,000円(※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市南初島町10番地149</p> <p>株式会社阪神設備工業所</p> <p>代表取締役 岡本 史明</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から510日間</p>				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和6年4月17日
件 名	子どもの育ち支援センター新館新築工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株) 阪神設備工業所	落 札 金 額	171,000,000円
予 定 価 格	184,300,000円	最 低 制 限 価 格	169,556,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
(株) 阪神設備工業所	171,000,000		決定
(株) 大原商会	174,000,000		
(株) 中の島商会	184,500,000		※予定価格超過
下坂設備工業 (株)	197,760,000		※予定価格超過
三協設備 (株)	226,000,000		※予定価格超過
(株) 成友	244,800,000		※予定価格超過
山本設備工業 (株)	278,596,000		※予定価格超過
(株) 田中水道工業所	辞退		
(株) 西三設備	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第65号	所 管	施設建設担当										
件 名	工事請負契約について（第1工場跡地整備・運営事業のうち整備工事）														
内 容															
1	<p>事業手法</p> <p>第1工場跡地整備・運営事業について、事業者が設計、施工及び新施設の運営を一括して行うDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式により実施する。</p>														
2	<p>工事請負契約の概要</p> <p>(1) クリーンセンター第1工場等の解体工事</p> <p>(2) ごみ処理施設の建設工事</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に係る設計・調査業務及び工事監理業務</p>														
3	<p>契約の相手方</p> <p>タクマ・極東・クボタ環境・鴻池・柄谷特定建設工事共同企業体 代表者 尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社タクマ 代表取締役社長 南條 博昭</p>														
4	<p>契約金額</p> <p>48,615,600,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>														
5	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（総合評価）</p> <p>学識経験者3名による選定委員会において、入札参加者からの提案内容を審査し、技術提案に関する内容点と入札価格が落札者決定基準を満たしていた株式会社タクマを代表企業とするグループを落札候補者として選定した。</p> <p><審査結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札参加者</th> <th>①内容点</th> <th>②価格点</th> <th>③総合評価値(①+②)</th> <th>順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(代表企業) タクマ</td> <td>49.50</td> <td>40.00</td> <td>89.50</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>①内容点：選定委員会による提案内容の審査（配点60点） ②価格点：満点の点数（40点）－（最低提案価格との差額／2億円） ※1点＝2億円と設定</p>					入札参加者	①内容点	②価格点	③総合評価値(①+②)	順位	(代表企業) タクマ	49.50	40.00	89.50	1
入札参加者	①内容点	②価格点	③総合評価値(①+②)	順位											
(代表企業) タクマ	49.50	40.00	89.50	1											

6 施設概要

- (1) 事業場所 尼崎市大高洲町8番地
 (2) 敷地面積 24,981.436㎡
 (3) 主な解体施設

クリーンセンター第1工場（第2機械炉2号炉）	竣工年 平成12年3月竣工 建築面積 688㎡ 延床面積 1,654㎡ 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下1階 地上5階建 全連続燃焼式ストーカ炉（150t/日×1基） 発電出力 2,600kW
大高洲庁舎 ※ 整備工場棟を含む	竣工年 昭和51年4月竣工 建築面積 1,919㎡ 延床面積 3,499㎡ 構造等 鉄筋コンクリート造 地上3階建
し尿処理施設	竣工年 昭和47年8月竣工 建築面積 572㎡ 延床面積 1,175㎡ 構造等 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上1階建 投入槽 250kL×2槽

(4) 主な建設施設

焼却施設 ※ リサイクル施設及びし尿処理施設と合棟	構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下1階 地上5階建 全連続燃焼式ストーカ炉447t/日 （149t/日×3基） 発電出力 14,400kW
リサイクル施設 ※ 焼却施設及びし尿処理施設と合棟	構造等 55t/5h （破砕系29t/5h、資源系26t/5h）
し尿処理施設 ※ 焼却施設及びリサイクル施設と合棟	構造等 19kL/日 （し尿3kL/日、浄化槽汚泥16kL/日）

7 契約期間

契約締結の日から令和14年3月31日まで

8 運営委託契約 (参考)

本事業はDBO方式での実施であり、整備後、株式会社タクマを代表企業とするグループが本施設の運営実施のみを目的として設立した特別目的会社(尼崎ハイトラスト株式会社)に運営を委託する。

(1) 契約金額

31,134,400,000円 (※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)

に物価変動等に伴う増減額を加算した額

(2) 契約期間

令和13年4月1日から令和33年3月31日まで

入札参加者及び開札結果

<入札参加者>

株式会社タクマ を代表企業とするグループ			
担当業務	企業名	代表者名	所在地
焼却施設プラント設備の設計担当 焼却施設プラント設備の建設担当 焼却施設の運営担当	株式会社タクマ	代表取締役社長 南條 博昭	尼崎市金楽寺町2丁目 2番33号
リサイクル施設プラント設備の設計担当 リサイクル施設プラント設備の建設担当 リサイクル施設の運営担当	極東開発工業株式会社	代表取締役社長 布原 達也	大阪府中央区淡路町2 丁目5番11号
し尿処理施設プラント設備の設計担当 し尿処理施設プラント設備の建設担当 し尿処理施設の運営担当	クボタ環境エンジニアリング株式会社大阪支社	支社長 佐野 晋二	尼崎市浜1丁目1番1号
焼却施設の運営担当	株式会社タクマ テクノス西日本支社	支社長 西村 正弘	尼崎市金楽寺町2丁目 2番33号
リサイクル施設の運営担当	極東サービスエンジニアリング株式会社	代表取締役社長 山根 哲	東京都品川区東品川3 丁目15番10号
建屋の設計担当 既存施設解体の設計担当 建屋の建設担当 既存施設解体の施工担当	株式会社鴻池組 神戸支店	支店長 亀山 耕三	神戸府中央区海岸通4 番地
建屋の建設担当	株式会社柄谷工務店	代表取締役社長 柄谷 順一郎	尼崎市玄番南之町4番 地

<開札結果> (工事請負契約及び運營業務委託契約の合計)

代表企業	落札価格 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
株式会社タクマ	72,500,000,000円

予定価格：72,770,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第66号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)				
内 容					
1 提起理由 市営住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、入居する市営住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。					
2 当事者					
(1) 原告					
尼崎市 代表者 尼崎市長 松本 眞					
(2) 被告氏名及び滞納金額等					
No.	氏 名	滞納月数	滞納金額		
1	██████████	39月	394,151円		
2	██████████	33月	812,000円		
※ 令和6年4月26日現在の数値					

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第67号	所 管	消防局企画管理課
件 名	物件の買入れについて (小型動力ポンプ積載車)				
内 容					
1	<p>買入れの目的</p> <p>地域防災力の中核である消防団に配備されている車両が経年劣化していることから、消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容</p> <p>小型動力ポンプ積載車 3台</p>				
3	<p>買入れの方法</p> <p>指名競争入札</p>				
4	<p>買入れの金額</p> <p>59,895,000円 (※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>				
5	<p>買入れの相手方</p> <p>大阪市住吉区万代東1丁目5番22号</p> <p>小川ポンプ工業株式会社</p> <p>代表取締役 小河 元</p>				
6	<p>納期</p> <p>令和8年3月6日</p>				

開札結果表

		開札年月日	令和6年4月24日
件名	小型動力ポンプ積載車		
落札者名	小川ポンプ工業(株)	落札金額	54,450,000円
予定価格	57,593,700円	最低制限価格	—
入札者名		第1回入札金額(円)	
小川ポンプ工業(株)		54,450,000	決定
(株)吉谷機械製作所		54,900,000	
(株)藤井ポンプ製作所		56,700,000	
平和機械(株)		57,000,000	
大槻ポンプ工業(株)		60,150,000	※予定価格超過
(株)スナミ		61,500,000	※予定価格超過
(株)ゼネラル商会		63,000,000	※予定価格超過
日本ドライケミカル(株)大阪支店		63,900,000	※予定価格超過
長野ポンプ(株)大阪営業所		66,000,000	※予定価格超過
神戸日野自動車(株)		辞退	
キンパイ商事(株)		辞退	
(株)ナカムラ消防化学大阪営業所		辞退	
(株)阪和総合防災南大阪支店		辞退	
(株)モリタ関西支店		辞退	
日本機械工業(株)大阪営業所		未入札	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第68号	所 管	財務担当
件 名	物件の買入れについて（高規格救急自動車）				
内 容					
1	<p>買入れの目的 災害等により発生した傷病者を医療機関に搬送する高規格救急自動車が経年劣化していることから、消防力を強化し、救急事案に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容 高規格救急自動車 2台</p>				
3	<p>買入れの方法 指名競争入札</p>				
4	<p>買入れの金額 63,800,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
5	<p>買入れの相手方 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 所長 白根 浩司</p>				
6	<p>納期 令和7年3月10日</p>				

開札結果表

		開札年月日	令和6年4月24日
件名	高規格救急自動車		
落札者名	兵庫トヨタ自動車 (株) 特販営業所	落札金額	58,000,000円
予定価格	67,650,044円	最低制限価格	—
入札者名		第1回入札金額(円)	
兵庫トヨタ自動車(株) 特販営業所		58,000,000	決定
(株) 赤尾大阪営業部		59,250,000	
(株) 阪和総合防災南大阪支店		61,000,000	
石黒メディカルシステム(株) 大阪支店		64,000,000	
(株) ゼネラル商会		辞退	
キンパイ商事(株)		辞退	
英和(株)		辞退	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和6年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第69号	所 管	情報指令課																											
件 名	物件の買入れについて（尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備）																															
内 容																																
1	<p>買入れの目的</p> <p>消防指令センターと各消防隊等の通信手段である尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備が、導入から10年経過し更新時期を迎えることから、消防活動体制の充実を図るため伊丹市と共同で更新整備するもの。</p>																															
2	<p>買入れ物件の内容</p> <p>尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備</p> <table border="0"> <tr> <td>基地局無線装置等</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ネットワーク装置</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卓上型固定移動局</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>半固定受令機</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載型移動局</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型移動局</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携帯型移動局</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載型受令機</td> <td>一式</td> <td>他</td> </tr> </table>					基地局無線装置等	一式		ネットワーク装置	一式		電源設備	一式		卓上型固定移動局	一式		半固定受令機	一式		車載型移動局	一式		可搬型移動局	一式		携帯型移動局	一式		車載型受令機	一式	他
基地局無線装置等	一式																															
ネットワーク装置	一式																															
電源設備	一式																															
卓上型固定移動局	一式																															
半固定受令機	一式																															
車載型移動局	一式																															
可搬型移動局	一式																															
携帯型移動局	一式																															
車載型受令機	一式	他																														
3	<p>買入れの方法</p> <p>指名競争入札</p>																															
4	<p>買入れの金額</p> <p>661,100,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>																															
5	<p>買入れの相手方</p> <p>神戸市中央区浜辺通4丁目1番1号</p> <p>株式会社きんでん 神戸支店</p> <p>執行役員支店長 垣内 康男</p>																															
6	<p>納期</p> <p>令和8年3月31日</p>																															

開札結果表

		開札年月日	令和6年4月24日
件名	尼崎市・伊丹市消防救急デジタル無線設備		
落札者名	(株) きんでん神戸支店	落札金額	601,000,000円
予定価格	986,581,268円	最低制限価格	—
入札者名		第1回入札金額(円)	
(株) きんでん神戸支店		601,000,000	決定
三菱電機(株) 兵庫支店		辞退	
沖電気工業(株) 関西支社		辞退	
協和テクノロジー(株) 兵庫営業所		辞退	
東芝テリー(株) 大阪支店		辞退	
日本無線(株) 兵庫営業所		辞退	
パナソニックコネクト(株) 現場ソリューションカンパニー 西日本社		辞退	
(株) 日立国際電気西日本支社		辞退	
(株) 富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部		辞退	
(株) 誠通信工業		辞退	
神戸通信工業(株)		辞退	
日本電気(株) 神戸支社		辞退	
扶桑電通(株) 関西支店		辞退	
西菱電機(株) 大阪支社		未入札	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

